○総務省告示第二百三十五号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月六日から施行する。

平成二十七年七月一日

総務大臣　山本　早苗

表群馬行政評価事務所の項中「前橋市大手町二丁目一〇番五号　前橋合同庁舎」を「前橋市大手町二丁目三番一号　前橋地方合同庁舎」に改める。

○総務省告示第二百三十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十七条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が定める基準を次のとおり定めたので、同条第七項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月一日

総務大臣　山本　早苗

平成28年度又は平成29年度における土地の価格に関する修正基準

第１節　通則

一　平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税における地方税法附則第17条の２第１項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。

二　市街化区域農地その他の宅地の価格を評価の基礎として価格を求めることとされている土地について修正を行う場合の価格は、当該土地とその状況が類似する宅地の価格を次節又は第３節によって修正した価格を基礎として求めるものとする。

第２節　平成28年度における宅地の価格の修正

一　平成28年度における宅地の価格の修正の順序

平成28年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

⑴　宅地の価格の下落状況を把握する。

⑵　固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）第１章第３節二㈠２⑴に規定する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等（これらを必要に応じ、更に繁華街、高度商業地区（Ⅰ、Ⅱ）、普通商業地区、高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区、大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に区分した場合には、当該区分した後の地区）（以下「用途地区」という。）等を基本に宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。

⑶　平成27年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二　宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成26年１月１日から平成27年７月１日までの下落状況を把握するものとする。

三　宅地の区分及び修正率の適用

宅地の区分及び修正率の適用は、評価基準第１章第３節二㈠に規定する市街地宅地評価法により評点数を付設する地域及び評価基準第１章第３節二㈡に規定するその他の宅地評価法により評点数を付設する地域の区分に応じ、次によるものとする。

㈠　評価基準第１章第３節二㈠に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域

⑴　用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

⑵　⑴の区分ごとに、評価基準第１章第３節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

㈡　評価基準第１章第３節二㈡に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

⑴　評価基準第１章第３節二㈡２に規定する状況類似地区（以下「状況類似地区」という。）を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

⑵　⑴の区分ごとに、評価基準第１章第３節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

四　平成27年度において価格の修正を行った宅地についての調整

評価基準第１章第12節二による価格の修正（以下「平成27年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる⑴又は⑵のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

⑴　平成27年度における修正を行った後の価格

⑵　本節二及び三によって修正を行った後の価格

第３節　平成29年度における宅地の価格の修正

一　平成29年度における宅地の価格の修正の順序

平成29年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

⑴　宅地の価格の下落状況を把握する。

⑵　用途地区等を基本に宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。

⑶　平成27年度又は平成28年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二　宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成26年１月１日から平成28年７月１日までの下落状況を把握するものとする。

三　宅地の区分及び修正率の適用

宅地の区分及び修正率の適用は、評価基準第１章第３節二㈠に規定する市街地宅地評価法により評点数を付設する地域及び評価基準第１章第３節二㈡に規定するその他の宅地評価法により評点数を付設する地域の区分に応じ、次によるものとする。

㈠　評価基準第１章第３節二㈠に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域

⑴　用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

⑵　⑴の区分ごとに、評価基準第１章第３節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

㈡　評価基準第１章第３節二㈡に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

⑴　用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

⑵　⑴の区分ごとに、評価基準第１章第３節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

四　平成27年度又は平成28年度において価格の修正を行った宅地についての調整

平成27年度における修正又は前節の価格の修正（以下「平成28年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる⑴、⑵又は⑶のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

⑴　平成27年度における修正を行った後の価格

⑵　平成28年度における修正を行った後の価格

⑶　本節二及び三によって修正を行った後の価格

○総務省告示第二百三十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月一日

総務大臣　山本　早苗

別表第三号中「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンク株式会社」に改める。